

上田市 新型コロナウイルス感染症対応方針

令和3年8月6日

令和4年3月4日改正

新型コロナウイルス感染症上田市対策本部

1 はじめに

長野県は、新型コロナウイルス・オミクロン株が全国で猛威を振るう中、県内でも新規陽性者が過去に経験のない規模で増加していたことから、1月27日から3月6日までを期限として法に基づく「まん延防止等重点措置」を講じ、重点的な取組を行ってきました。

こうした中、新規陽性者数と確保病床使用率などが着実に減少している等のことから、3月6日をもって重点措置の適用が終了することになりました。

しかしながら、県内の新規陽性者数は、第5波までに比べて依然として高い水準であり、確保病床使用率も25%を超える状況です。

上田圏域内においても、3月3日時点で、直近1週間の新規陽性者数が154人（上田市内は127人）であり、第5波のピークである99人（令和3年8月14日～20日／上田市内は81人）と比較しても、依然として高い水準にあります。

そのため、県は、上田圏域に対して、感染警戒レベル5「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、引き続き、感染拡大防止の取組が講じられます。

特に、これから、年度末・年度始めを迎える中、学校などの長期休暇、就職や入学・進学、転勤や引っ越しなど、人流が増加する時期であることから、注意が必要です。

市では、国や県が行う感染防止対策を踏まえて、感染状況に応じた感染防止への基本的事項や市の対応として、以下のとおり対応を定めます。

なお、変異株の流行や市内の陽性者数の動向などの感染状況を踏まえ、各担当部局において、局面に応じて臨機応変に取り組んでまいりますので、ご協力をお願いします。

2 市民の皆さまへのお願い（日常における感染防止対策）

□ ウイルスを地域に持ち込まないための取組み

- ・まん延防止等重点措置が適用されている都道府県との不要不急の往来については極力控えてください。
- ・県外を訪問する場合は、基本的な感染防止対策の徹底やリスクの高い行動を控えるなど慎重に行動してください。
- ・人と会う機会をできるだけ減らしてください。特に高齢者、基礎疾患のある方はいつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らしてください。

□ 市内で感染を広げないための取組み

- ・手洗いやマスクの着用など、基本的な感染対策を改めて徹底してください。

- ・家庭内においても、定期的な換気やこまめな手洗いなど感染防止対策を実施してください。
- ・会議を開催する場合は、小規模化や時間短縮等開催方法を工夫するとともに、イベントの開催に当たっては、感染防止対策を厳格に講じてください。
- ・特に自宅内も含め普段会わない方との会食は控え、飲食店等での会食は、同一グループ同一テーブル4人以内、2時間以内としてください。
- ・外食される際は、店内の換気や消毒、「信州の安心なお店」の認証、「新型コロナ対策推進宣言の店」の実施の有無などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗等をご利用いただくようご協力願います。
- ・屋内や車内は時間を決めて十分な換気をしてください。
- ・発熱等、少しでも体調に異変を感じた場合は、無理に出勤や外出等はせず、速やかに医療機関にご相談ください。
- ・ワクチン接種を済まされた方の感染も報告されております。飲食の際は、信州版「新たな会食のすゝめ」にご留意ください。

□ 安心・安全で活力ある上田市を取り戻すための取り組み

- ・ワクチン接種がお済みの方でも、「かからない」「うつさない」ために、引き続き感染対策の徹底をお願いします。

□ 皆さまの力を結集し、新型コロナウイルス感染症を乗り越えましょう

- ・様々な理由で県外との往来が必要な方やワクチンの接種を受けることができない方もいらっしゃると思います。誹謗中傷や差別を行わない「思いやりの心」と、「支え合いの輪」を広げ、安全・安心で活力ある上田市を取り戻すため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

3 上田市における対応

上田市では、感染警戒レベルに応じて、以下のとおり対策を進めます。

(1) 市有施設の対応について(総務部)

- ① 市役所の庁舎や各地域自治センターは、感染防止のため、各階打合せスペース等の利用制限、体温 37.5℃以上の職員及び来庁者の入庁制限など、十分な感染対策を講じたうえで業務を継続します。

その他の市有施設については、施設の性質・構造上、感染対策を講じても、なお感染リスクが高いと判断される施設は、原則として休止とします。

- ② 日常生活に必要なサービスを提供している施設（日帰り温泉施設・農産物直売所）と宿泊施設については、利用人数の制限など十分な感染対策を講じたうえで運営を継続します。
 - ・なお、施設内の感染リスクが高いと判断される設備等は使用を中止します。
 - ・施設内で飲食を提供する施設については、県の飲食店に対する会食の要請に従います。（休止や利用制限等を行う施設は、ホームページ等に掲載します。）

(2)市主催イベント・行事等について(総務部)

- ① 市主催のイベント・行事は、原則として中止または延期とします。(中止や延期等を行うイベント・行事は、ホームページ等でお知らせします。)開催する場合には、「イベント開催の目安」(以下「県イベント目安」と言う。)に基づき感染対策を徹底します。
- ② 指定管理者が行う自主事業は、市主催のイベント・行事に準じた判断を依頼します。
- ③ 貸館事業は、原則として主催者に対し延期や中止を依頼します。延期・中止が困難な場合は、主催者に対し再度ガイドラインを徹底するよう依頼します。
- ④ 審議会等の市主催の会議は、原則として書面審議や Web 会議等、一か所に集まらない形式での開催を検討します。やむを得ず一か所に集まる形式で開催する場合は、県イベント目安に基づき感染対策を徹底します。

(3)教育施設における対応について(教育委員会)

ア 学校教育関係

(ア)小中学校の対応

- ① 中学校の部活動は、公立学校の後期入試が終わるまでは原則実施しないこととします。
それ以降については、県の教育委員会から対策が出された時点で検討します。
- ② 感染リスクの高い学習活動・安全な実施が困難であると判断する学校行事は中止・延期します。

(イ)小中学校の感染症対策

- ① 家庭と連携した朝晩の検温及び風邪症状の確認など健康観察を継続実施し、登校時の検温も徹底します。
- ② 児童生徒に発熱等の症状がなくても、家族に風邪症状がある場合には登校を控えるよう促します。
- ③ 同居者に濃厚接触者・接触者がいる場合、県外に滞在歴がある児童生徒又は県外からの来訪者・県外出張者と接触した場合等、登校に不安がある場合は学校へ相談していただきます。

(ウ)学校施設の開放について

- ・学校体育館及び校庭は貸し出しを中止します。

(エ)放課後児童施設の対応

- ・感染対策を徹底したうえで運営します。児童館は留守家庭対応部分の登録者のみの利用とし、自由利用枠での利用は停止とします。また、放課後児童施設の利用にあたり、小学校低学年優先を呼びかけます。

イ 社会教育関係（公民館・図書館・博物館）

- ① 公民館は、貸館業務は継続します。ただし、市内の感染状況によっては、中止とする場合があります。また、市主催の事業は、原則として中止又は延期します。
- ② 図書館は、館内滞在時間を30分以内とするほか、学習室の利用を休止するなど一部サービスの制限を行います。また、市主催の事業は、原則として中止又は延期します。
- ③ 上田市立博物館（上田城櫓※を含む）、信濃国分寺資料館、丸子郷土博物館、武石ともしび博物館※、旧宣教師館※、信州上田ふるさと先人館※は、感染対策を更に徹底したうえで開館します。ただし、市内の感染状況や近隣の博物館の対応状況等によっては、休館する場合があります。（※印の施設は冬期休館期間があります。）また、市主催の事業は、原則として中止又は延期します。

ウ スポーツ関係

- ① 体育施設（プールを含む）については、感染対策を徹底したうえで運営します。
- ② 市主催の行事・イベントについては、原則として中止又は延期とします。

（4）保育施設等における対応について（健康こども未来部）

- ① 保育園・幼稚園は、感染対策を徹底したうえで、保育を継続します。
- ② 子育て支援センター・子育てひろばは、施設利用を休止します。ただし、電話による子育てに関する相談については、引き続き各支援センターで受け付けます。

（5）福祉関係施設等における対応について（福祉部）

- ① 高齢者福祉センター、真田老人福祉センターは、休館します。
- ② ふれあい福祉センター、丸子福祉センター、真田総合福祉センター、長瀬市民センターの貸館業務は、新規利用の受付を再開しますが、利用については感染警戒レベルが4以下になった場合に再開します。

（6）広報・啓発対応について（秘書課、政策企画部、市民まちづくり推進部、健康こども未来部）

- ① 市民の皆さんに直接呼びかけるために、上田駅前等で感染防止の啓発キャンペーンを行います。
- ② 土日祝日を含めて広報車による呼びかけを行うなど広報活動を強化します。
- ③ 感染予防のチラシ等の市民への配布により、啓発を強化します。
- ④ 啓発の強化として、市長メッセージを発信します。また、必要に応じて、SNS等を活用した感染防止啓発広告を掲出します。
- ⑤ 広域連合に対して、消防車による感染予防の呼びかけの実施について協力を依頼します。
- ⑥ 日帰り温泉施設など不特定多数の利用者が見込まれる施設において、館内放送等により感染防止を呼びかけます。
- ⑦ 県が行う啓発活動と連携した広報の実施を検討します。

(7)事業者に対する対応について(商工観光部)

- ① 県と連携して感染対策の徹底を呼びかけ、経済活動の段階的な拡大に繋がります。
- ② 市内の商工業者を守り、地域経済の活性化を図るため、県や経済団体等と連携を図りながら事業者に対する情報発信等を行うとともに必要な支援策を進めます。
- ③ 市内3商工団体と連携して、市独自に事業復活支援金申請サポートセンターを設置するとともに、「上田市売上減少事業者一斉支援事業交付金」の利用促進を行い、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を行います。

(8)感染拡大防止の取り組みについて(健康こども未来部)

- ① 国・県の方針に基づき、状況に応じたワクチン接種を進めます。
- ② 保健所の指定による自宅療養中の市民に対し、食品などの無償提供を行います。

4 対応期間

上記対応方針は、感染警戒レベル5発出中の期間とします。

令和4年3月7日(月)から期間中